明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）　一
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一八）　五
〔告　示〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（金融庁一一）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二九八）　七
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二九九）　二
○肥料の登録が失効した件（同三〇〇）
○道路に関する件（東北地方整備局一七）
○道路に関する件（関東地方整備局五四）
○道路に関する件（北陸地方整備局一三、一四）　二
○道路に関する件（中部地方整備局二二、二四、二五）　三
○都市計画に関する件（同二三）
○道路に関する件（近畿地方整備局一四～一六、一八、一九）　三
○都市計画に関する件（同一七）
○道路に関する件（四国地方整備局一二）　一三
○道路に関する件（北海道開発局一四）　一四
○道路に関する件（沖縄総合事務局三）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○厚生労働省令第十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第三号及び第六号並びに第二項並びに第六十三条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。 2～10　（略） 11　就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　次のいずれにも該当する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。(3)及び(4)において同じ。）の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。 (1)　雇入れの日において、三十五歳以上五十五歳未満の者 (2)　雇入れの日の前日から起算して過去五年間に通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下であり、かつ雇入れの日の前日から起算して過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがない者	（特定求職者雇用開発助成金） **第百十条**　特定求職者雇用開発助成金は、特定就職困難者コース助成金、生涯現役コース奨励金、生活保護受給者等雇用開発コース助成金、安定雇用実現コース助成金及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金とする。 2～10　（略） 11　安定雇用実現コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれにも該当する事業主であること。 イ　三十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、通常の労働者として雇用された期間を通算した期間が一年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去一年間に通常の労働者として雇用されたことがないものを、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（安定雇用実現コース助成金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、通常の労働者として雇い入れる事業主であること。